

2024/10/25(金)

10:00~11:30

オンライン配信

\ 申込はこちら /



子供用特定製品
(イメージ)

製品安全法令改正の説明会

※「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の4法

【実施日時】 2024年10月25日(金) 10:00~11:30 ※Teamsによるオンライン配信

【プログラム】 インターネット取引の拡大や、こども向け製品での安全確保のための法改正の概要
【講師】 経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課 (担当者)

本年6月に成立・公布され、2025年12月頃に施行(運用開始)予定の「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」に関して、改正概要と関係事業者に留意いただく点をお伝えします(質疑応答あり)。

(関連資料)

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/shouan_kaisei_Japanese.pdf

【対象】 北海道経産局管内の関係事業者の方(特に、以下の①~④の事業者の方)

①海外事業者

(海外製の消費生活用製品をオンラインモール等を介して国内消費者に販売する方)

②国内管理人(海外事業者における日本国内での責任者)の業務に関心のある方

③こども向け製品(玩具等)の製造・輸入事業者

④こども向け製品の中古品販売事業者

【申込方法】 下記の申込WEBフォームより、注意事項をよくお読みの上、お申込みください。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/hokkaido-syohikeizai/20241025_seihinzen

※事前質問も上記受付フォーム内で承ります。

【申込み締切】 2024年10月21日(月)

【注意事項】

・通信料はご参加者様のご負担となります。

・講演の撮影、録音や録画はご遠慮ください。

北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

TEL: 011-709-2311(内線:2612)/ E-mail: bzl-hokkaido-seihinzen@meti.go.jp